

ら二まで」に改め、同号八中「前号ホ」を「前号ハ」に改め、同号二中「前号ト」に改め、同項第三号を削り、同条第六項第二号中「第三項第一号ハ」の下に「及びニ」を加え、同項第三号中「階高及び」を削り、「それぞれ四メートル以上及び八百五十平方メートル」を「千五百平方メートル」に、「千六百平方メートル」を「三千平方メートル」に改める。
(地方税法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第四条 前条の規定による改正後の地方税法施行令附則第十一条第三項及び第六項の規定は、この政令の施行の日以後に新設され、又は増設された同条第三項に規定する倉庫及び同条第六項に規定する上屋に対して課する平成十八年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、同日前に新設され、又は増設された前条の規定による改正前の地方税法施行令附則第十一条第三項に規定する倉庫及び同条第六項に規定する上屋に対して課する固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

第五節 独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令の一部改正

第五節 独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成十六年政令第百八十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号に次のように加える。

ハ 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第二条第二十一号に規定する中小企業業者が、他の事業者との連携により実施しようとする同条第二号に規定する流通業務総合効率化事業についての計画であつて同法第四条第一項の規定を受けたもの（同法第五条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に従つて行う当該流通業務総合効率化事業であつて、経済産業省令で定める基準に適合しているもの。

第六節 経済産業省組織令の一部改正

第六節 経済産業省組織令（平成十二年政令第百五十四号）の一部を次のように改正する。

第九十条に次の一号を加える。

七 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）の施行に関する事務で経済産業省の所掌に属するものに関すること（中小企業庁の所掌に属するものを除く。）。

第六十二条中第四号を削り、第五号を第四号とし、同条に次の一号を加える。

五 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の施行に関すること（中小企業業者が他の事業者との連携又は事業の共同化により実施する流通業務総合効率化事業に関することに限る。）。

第七節 国土交通省組織令の一部改正

第七節 国土交通省組織令（平成十二年政令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第二十三号を削り、第二十四号を第二十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十四 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）の施行に関する事務で国土交通省の所掌に属するものに関すること（港湾局及び政策統括官の所掌に属するものを除く。）。

第四十七条中第七号を削り、第八号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の施行に関する事務で国土交通省の所掌に属するものに関すること（港湾局及び政策統括官の所掌に属するものを除く。）。

第六十条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。
五 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の施行に関すること（港湾流通拠点地区に関することに限る。）。

（中小企業政策審議会令の一部改正）
第八条 中小企業政策審議会令（平成十二年政令第百九十五号）の一部を次のように改正する。
第五節 第五項の表中中小企業経営支援分科会の項第二号中、「中小企業流通業務効率化促進法（平成十四年法律第六十五号）第三条第三項」を削り、「及び中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）」を、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）」及び流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第三条第三項」に改める。

省 令

○文部科学省令第四十号

学校教育法の一部を改正する法律（平成十七年法律第八十三号）の一部の施行に伴い、並びに学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十五条第二項、第六十七号第一項、第六十八条の二第二項、第三項及び第四項並びに第八十二条の七第三項並びに教育職員免許法（昭和二十四年法律第四十七号）第五条第五項第二号並びに附則第九項の表イの項並びに別表第一備考第二号の三及び別表第二備考第一号の規定に基づき、学校教育法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。
平成十七年九月九日

文部科学大臣 中山 成彬

学校教育法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令

第一条 学校教育法施行規則の一部改正

第一条 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。
第七十条第一項第一号中「第六十八条の二第三項」を「第六十八条の二第四項」に改める。
（学位規則の一部改正）

第二条 学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）の一部を次のように改正する。
目次を次のように改める。

目次

第二章 総則（第一条）

第三章 大学が行う学位授与（第二条―第五条の三）

第四章 短期大学が行う学位授与（第五条の四）

第五章 独立行政法人大学評価・学位授与機構が行う学位授与（第六条・第七条）

第六章 雑則（第八条―第十三条）

附則

総務大臣 麻生 太郎
農林水産大臣 岩永 峯一
経済産業大臣 中川 昭一
国土交通大臣 北川 一雄
内閣総理大臣 小泉純一郎
第一条中「第三項」を「第四項」に改め、「短期大学を除く。以下同じ。」を削る。
第二条中、「大学」の下に「短期大学を除く。以下同じ。」を加える。
第十条、第十一条及び第十三条を除き、以下同じ。

第三章 短期大学が行う学位授与
（短期大学の学位授与の要件）
第五条の四 法第六十八条の二第三項の規定による短期大学の学位の授与は、短期大学が、当該短期大学を卒業した者に対し行うものとする。

第三条 高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）の一部を次のように改正する。
第十四条第一号中「学士の学位」を「学士若しくは短期大学の学位」に、「これに相当する学位」を「これらに相当する学位」に改める。
（専修学校設置基準の一部改正）
第四条 専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）の一部を次のように改正する。
第十八条第二号及び第十九条第三号中「準学士の称号」を「短期大学の学位又は準学士の称号」に改める。
（教育職員免許法施行規則の一部改正）
第五条 教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）の一部を次のように改正する。
第六十六条第三号中「学校教育法」の下に「昭和二十二年法律第二十六号」を加える。
第六十六条の二第一号中「学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）」第六十九条の二第七項に定める準学士の称号を「短期大学の学位」に改める。

第六十六条の五各号列記以外の部分中「準学士の称号を有すること」を「短期大学士の学位を有すること」に改め、同条第一号中「学校教育法第六十九条の二第七項に定める準学士の称号」を「短期大学士の学位」に改める。

第六十六条の八第一項中「準学士の称号を有すること」を「短期大学士の学位を有すること」に、「学校教育法第六十九条の二第七項に定める準学士の称号」を「短期大学士の学位」に改める。

附則第二十三項中「学校教育法第六十九条の二第七項に定める準学士の称号」を「短期大学士の学位」に改める。

この省令は、平成十七年十月一日から施行する。

○文部科学省令第四十一号
学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条の規定に基づき、高等専門学校設置基準の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十七年九月九日

文部科学大臣 中山 成彬
令
高等専門学校設置基準の一部を改正する省令

高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第十七条第三項中「第五項」を「第七項」に改め、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「前項」を「前三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、高等専門学校が定める授業科目については、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算することができる。

一 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で高等専門学校が定める時間の授業をもつて一単位とする。
二 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で高等専門学校が定める時間の授業をもつて一単位とする。
5 前項の規定により計算することのできる授業科目の単位数の合計数は、六十単位を超えないものとする。

附則
この省令は、公布の日から施行する。

○文部科学省令第四十二号
学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十六条、第五十七条第二項、第六十七条第一項及び第八十二条の三第三項の規定に基づき、学校教育法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十七年九月九日

文部科学大臣 中山 成彬
学校教育法施行規則の一部を改正する省令
学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第六十九条中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 専修学校の高等課程（修業年限が三年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
第六十九条の五中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。
第六十九条第三号の規定により文部科学大臣が別に指定する専修学校の高等課程に同号に規定する文部科学大臣が定める日以後において二年以上在学した者
第七十条第一項中「第六号及び第七号」を「第七号及び第八号」に改め、第七号を第八号とし、第七号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 専修学校の専門課程（修業年限が三年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
第七十条の五中「第六十九条第一号から第四号までの各号の一」を「第六十九条第一号、第二号、第四号若しくは第五号」に改め、同条第一号中「三年」を「三年以上」に改める。

附則
（施行期日）
1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第六十九条、第六十九条の五及び第七十条の五の改正規定並びに附則第二項の規定は、平成十七年十二月一日から施行する。
（高等学校卒業程度認定試験規則の一部改正）
2 高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十條第五項中「第六十九条の五第五号」を「第六十九条の五第六号」に改める。

○文部科学省令第四十三号
統計法（昭和二十二年法律第十八号）第三条第二項の規定に基づき、社会教育調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十七年九月九日

文部科学大臣 中山 成彬
社会教育調査規則の一部を改正する省令
社会教育調査規則（昭和三十五年文部省令第十号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第二号中9を10とし、8を9とし、7を8とし、6を7とし、5を6とし、4を5とし、3を4とし、2の次に次のように加える。

3 管理者の別
第五条第一項第三号中8を9とし、7を8とし、6を7とし、5を6とし、4を5とし、3を4とし、2の次に次のように加える。
3 管理者の別
第五条第一項第四号中9を10とし、8を9とし、7を8とし、6を7とし、5を6とし、4を5とし、3を4とし、2の次に次のように加える。

附則
この省令は、公布の日から施行する。

告示

○総務省告示第六十八号
町の廃置分合
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、幡多郡佐賀町及び同郡大方町を廃し、その区域をもつて同郡黒潮町を設置する旨、高知県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。
右の処分は、平成十八年三月二十日からその効力を生ずるものとする。
平成十七年九月九日
総務大臣 麻生 太郎

○総務省告示第六十九号
町村の廃置分合
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、高岡郡中土佐町及び同郡大野見村を廃し、その区域をもつて同郡中土佐町を設置する旨、高知県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。
右の処分は、平成十八年一月一日からその効力を生ずるものとする。
平成十七年九月九日
総務大臣 麻生 太郎

○総務省告示第七十号
市町の廃置分合
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、東国東郡国見町、同郡国東町、同郡武蔵町及び同郡安岐町を廃し、その区域をもつて国東市を設置する旨、大分県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。
右の処分は、平成十八年三月三十一日からその効力を生ずるものとする。
平成十七年九月九日
総務大臣 麻生 太郎

○総務省告示第七十一号
市町の廃置分合
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、養老郡上石津町及び安八郡墨俣町を廃し、その区域を大垣市に編入する旨、岐阜県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。
右の処分は、平成十八年三月二十七日からその効力を生ずるものとする。
平成十七年九月九日
総務大臣 麻生 太郎

○衆議院比例代表選出議員選挙中国選挙区選挙長告示第三号
平成十七年九月十一日執行の衆議院比例代表選出議員選挙中国選挙区において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の二第七項第二号の規定に基づき、衆議院名簿における当該名簿登録者に係る記載を抹消したので、同条第十三項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成十七年九月九日
衆議院比例代表選出議員選挙中国選挙区選挙長 足立 良平

届出番号	衆議院名簿届出政党等の名称	順位	氏名
5	社会民主党	5	羽熊 直行
			名簿における記載を抹消された者

○法務省告示第四百五十八号
静岡県沼津市役所備付けの次の戸籍の一部が滅失した。
平成十七年九月九日
法務大臣 南野知恵子
静岡県田方郡戸田村戸田百三十四番地
尾鷲 盛治

○法務省告示第四百五十九号
新潟市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成十七年十月十一日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。
一 当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。
二 前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。
注意

一 申出は、口頭でも差し支えない。
二 申出の手続について分からないことがあれば、新潟市役所又は新潟地方法律局に照会すること。
平成十七年九月九日
法務大臣 南野知恵子
新潟県西蒲原郡松長村大字真木千九百九十三番地
廣川健太郎

○法務省告示第四百六十号
群馬県桐生市役所保存の次の除籍が滅失した。
平成十七年九月九日
法務大臣 南野知恵子
群馬県桐生市宮前町一丁目千九百八十三番地の
星野 圭子

○法務省告示第四百六十一号
大阪府西淀川区役所保存の次の除籍の一部が滅失した。
平成十七年九月九日
法務大臣 南野知恵子
大阪府西淀川区花川二丁目千八百八十三番地の二
堀田ちよ子

○法務省告示第四百六十二号
鹿児島県肝属郡錦江町役場保存の次の除籍の一部が滅失した。
平成十七年九月九日
法務大臣 南野知恵子
鹿児島県南大隅郡大根占村大字馬場三百六十七番
川邊四郎太

○法務省告示第四百六十三号
外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。
平成十七年九月九日
法務大臣 南野知恵子

氏名 セオドア・ステイブーン・セルツァー
生年月日 千九百六十六年四月二十日
国籍 アメリカ合衆国
○法務省告示第四百六十四号
外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第十六条第一項の規定に基づき、次の者に対し、次のとおり特定外国法を指定した。
平成十七年九月九日
法務大臣 南野知恵子

一 指定を受けた者
氏名 セオドア・ステイブーン・セルツァー
生年月日 千九百六十六年四月二十日
国籍 アメリカ合衆国
原資格国 アメリカ合衆国ニューヨーク州
二 指定をした特定外国法
外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七條の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。
平成十七年九月九日
法務大臣 南野知恵子

○法務省告示第四百六十五号
外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七條の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。
平成十七年九月九日
法務大臣 南野知恵子

氏名 ケネス・ジェームズ・レブラン
生年月日 千九百六十九年一月二十八日
国籍 アメリカ合衆国
○法務省告示第四百六十六号
外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七條の規定に基づき、次の者に対し、連合王国を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。
平成十七年九月九日
法務大臣 南野知恵子

氏名 キャロリン・シアウ
生年月日 千九百七十五年八月二十七日
国籍 シンガポール共和国
○文部科学省告示第三百三十五号
学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第六十九條第四号の規定に基づき、大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を指定する件（昭和二十三年文部省告示第四十七号）の一部を次のように改正し、平成十七年十二月一日から施行する。
平成十七年九月九日
文部科学大臣 中山 成彬

第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、第十五号から第十九号までを一号ずつ繰り上げ、第十九号の二を第十九号とし、第二十一号を削り、第二十二号を第二十一号とし、第二十三号を第二十二号とし、第二十四号を第二十三号とする。
○文部科学省告示第三百三十六号
学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第六十九條の五第五号の規定に基づき、高等学校に文部科学大臣が定める年数以上在学した者に準ずる者を定める件（平成十三年文部科学省告示第六十七号）の一部を次のように改正し、平成十七年十二月一日から施行する。
平成十七年九月九日
文部科学大臣 中山 成彬

第一号を削る。
第二号中「前号」を「第四号」に改め、同号を第一号とする。
第三号を第二号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。
○文部科学省告示第三百三十七号
学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第六十九條第三号の規定に基づき、専修学校の高等課程のうち、当該課程を修了した者が大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準を次のように定め、平成十七年十二月一日から施行する。
平成十七年九月九日
文部科学大臣 中山 成彬

一 修業年限が三年以上であること。
二 課程の修了に必要な総授業時数が二千五百九十時間以上であること。

○文部科学省告示第三百三十八号
学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第七十條第一項第五号の規定に基づき、専修学校の専門課程のうち、当該課程を修了した者が大学（短期大学を除く）の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準を次のように定める。
平成十七年九月九日
文部科学大臣 中山 成彬

一 修業年限が四年以上であること。
二 課程の修了に必要な総授業時数が三千四百時間以上であること。
三 体系的に教育課程が編成されていること。
四 試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程の修了の認定を行っていること。
○文部科学省告示第三百三十九号
専修学校の専門課程の修了者に対する専門士の称号の付与に関する規程（平成十六年文部省告示第八十四号）の一部を次のように改正する。
平成十七年九月九日
文部科学大臣 中山 成彬

題名中「専門士」の下に「及び高度専門士」を加える。
第一条中「専門士」の下に「又は高度専門士」を加える。
第二条中「専門課程」の下に「次条において「専修学校専門課程」という。」を加え、同条に次の一号を加える。
四 次条の規定により認められた課程でないこと。
第三条第一項中「前条」を「前二条」に改め、同条第二項中「又は」の下に「第二条各号若しくは」を加え、同条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。
（高度専門士の称号）
第三条 専修学校専門課程の課程で、次に掲げる要件を満たすと文部科学大臣が認めるものを修了した者は、高度専門士と称することができる。
一 修業年限が四年以上であること。
二 課程の修了に必要な総授業時数が三千四百時間以上であること。
三 体系的に教育課程が編成されていること。
四 試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること。
附則
この規程は、告示の日から施行する。

一 修業年限が三年以上であること。
二 課程の修了に必要な総授業時数が二千五百九十時間以上であること。

一 修業年限が三年以上であること。
二 課程の修了に必要な総授業時数が二千五百九十時間以上であること。

一 修業年限が三年以上であること。
二 課程の修了に必要な総授業時数が二千五百九十時間以上であること。

一 修業年限が三年以上であること。
二 課程の修了に必要な総授業時数が二千五百九十時間以上であること。

一 修業年限が三年以上であること。
二 課程の修了に必要な総授業時数が二千五百九十時間以上であること。